

山医発第 1222 号  
令和 5 年 3 月 1 日

各都市医師会長 様

山口県医師会  
会長 加藤 智栄

新型コロナウイルス感染症対策「山口県医師会休業一時金制度」に関して  
～運営終了と日医の制度の紹介、休業期間の解釈、申請期限～

医業運営事業におきまして平素から格別のご協力・ご高配をいただき、深謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、5月8日に現在の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ引き下げることが政府が決定いたしました。

それを受け、令和2年度から運営しております標記制度につきましては、令和4年度をもって終了とすることといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

つきましては、貴会会員医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

①今後の制度運営

令和5年1月19日の理事会にて協議した結果、「今年度末で制度を終了」とすることにしました。

なお、日本医師会の「新型コロナウイルス感染症対応休業補償制度(掛金あり)」は継続して運営されますので、そちらへの切り替えをお勧めいたします。この制度の内容と申込は、別紙パンフレットをご覧ください。

②支給対象の範囲 休業期間～要綱の2の解釈～

「休業開始日」が令和5年3月31日までであれば、その後の休業が令和5年4月1日を超えても、7日以上を満たせば対象とします。

例：令和5年3月31日(休業開始日)～令和5年4月10日 →対象

令和5年4月1日(休業開始日)～令和5年4月7日 →対象外

③申請の締切日【特に重要】

当会の会計出納閉鎖期間(4月1日～4月末日まで)の関係上、申請を出される際は、令和5年4月20日の理事会での協議を最終といたしますので、この理事会前日である令和5年4月19日(水)を締め切りとします(当会必着)。それ以降の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

添付資料

- ・山口県医師会休業一時金制度の要綱
- ・日本医師会の「新型コロナウイルス感染症対応休業補償制度」パンフレット

山口県医師会 医事・保険課(中野)  
TEL083-922-2510/FAX922-2527

新型コロナウイルス感染症対応  
「山口県医師会休業一時金」

交付要綱

令和2年12月

令和3年11月4日改訂

令和4年3月3日改訂

新型コロナウイルス感染症対応  
「山口県医師会休業一時金」

1. 趣旨と目的

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている中、山口県医師会員及び山口県医師会員が開設または管理する医療機関の医療従事者が、新型コロナウイルスに感染或いは濃厚接触等した場合に、感染症の蔓延防止の措置として、休業または外来閉鎖を余儀なくされる場合もある。

コロナ禍においては、患者の受診も抑えられており、医療機関の経営・運営もひっ迫している背景がある中、当該支援をすることで、医療機関の運営と地域住民への医療提供の安定化を図ることを目的とする。

2. 対象となる休業と対象機関

令和2年3月3日から令和5年3月31日までの間、山口県医師会員及び山口県医師会員が開設または管理する医療機関の医療従事者が、新型コロナウイルスに感染或いは濃厚接触等したことに伴い、従来の休診日を含む連続7日以上休業もしくは外来閉鎖を余儀なくすることになった医療機関とする。

3. 支援額及び回数

支援金は一律100万円とし、申請者指定口座への送金とする。

回数は1回限りとする。

4. 支援申請及び審査

申請者は、前2の対象医療機関の開設者または管理者とする。

申請の手続きについては、支援申請書(様式1)を所属郡市医師会長に提出する。

所属郡市医師会長は、休業に至った経緯、休業の事実確認を行い、それを記した意見書(様式2)とともに山口県医師会長に申請することとする。

この支援金の審議は理事会が行い、その採否については、所属郡市医師会長及び申請者へ通知することとする。

5. その他

風評被害の発生防止のため、申請内容は秘密厳守とする。

新型コロナウイルス感染症対応  
「山口県医師会休業一時金」申請書

令和 年 月 日

山口県医師会  
会長 加藤 智栄 様

申請者  
住所  
医療機関名  
開設者または管理者名

印

「山口県医師会休業一時金」の支援を申請します。

休業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症対応  
「山口県医師会休業一時金」  
申請に対する意見書

令和 年 月 日

山口県医師会  
会長 加藤 智栄 様

所属郡市医師会長 印

当会会員で下記医療機関は、申請の通り、  
「休業を余儀なくされた医療機関への支援」に該当いたします。

医療機関名

休業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

休業に至った  
経緯

その他意見

日医発第 1611 号（医賠償）

令和 4 年 11 月 17 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事  
今 村 英 仁  
（公印省略）

（令和 5 年 1 月始期）新型コロナウイルス感染症対応  
日本医師会休業補償制度について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年 11 月に日本医師会の会員向け補償制度として創設しました「新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度」が、来年 1 月 1 日に満期を迎え、令和 4 年度も制度として継続することになりましたので、ご案内申し上げます。

この 1 年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が第 6 波、第 7 波と押し寄せ、補償金のお支払いが大幅に増加したことから、今回は制度存続に向けて一部条件の変更を実施しておりますが、医療機関の経営安定化に引き続き寄与できる制度となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会ならびに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

■補償期間：令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 1 日まで

■変更点：下記①・②とも制度初年度の補償条件と同様となります。

①休業日数の見直し

補償金をお支払いができる条件を、「休診日や土日・祝日を含む連続 3 日以上」から、「休診日や土日・祝日を含む連続 7 日以上」に変更します。

②補償上限金額の見直し（医療機関のみ）

補償金額について、医療機関の上限額を「200 万円」から「100 万円」に変更します。介護サービス事業所については、引き続き 50 万円で変更ございません。

なお、補償金は、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払い割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受け取ることができます。

詳細につきましては、別添の制度チラシおよびQ&Aをご用意しておりますので、併せてご覧ください。

<お申込みについて>

■募集受付開始：令和4年11月21日（月）より受付開始

なお、既にご加入いただいている会員には、日本医師会休業補償制度事務局より、契約時にご登録いただいたメールアドレスに「更新案内」を別途メールで送付いたします。

■お申込み方法（WEBでの申込みのみ）

以下の日本医師会ホームページ（11月21日（月）開設）からWEB申込みにてお願いいたします。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/001378.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html)

■補償期間と掛金、WEB申込み締切日一覧

補償期間	掛金（1施設あたり）		WEB申込み 締切日時	掛金入金 締切日
	医療機関	介護サービス 事業所		
令和5年1月1日～ 令和6年1月1日	48,000円	18,000円	令和4年12月28日（水） 16:00	令和4年12月30日（金）
令和5年2月1日～ 令和6年1月1日	44,000円	16,500円	令和5年1月29日（日） 16:00	令和5年1月31日（火）
令和5年3月1日～ 令和6年1月1日	40,000円	15,000円	令和5年2月26日（日） 16:00	令和5年2月28日（火）
令和5年4月1日～ 令和6年1月1日	36,000円	13,500円	令和5年3月29日（水） 16:00	令和5年3月31日（金）

本制度は日本医師会会員を対象とした任意加入契約のため、令和5年1月1日以降も引き続きご加入を希望される場合には、改めてご加入申込み手続きが必要となります。自動更新とはなりませんので、ご注意ください。

■本制度に関するお問い合わせ先

日本医師会休業補償制度事務局（業務委託）

① 制度全般に関するお問い合わせ

TEL 03-3243-8982（平日9:30～17:00（土日・祝日除く））

E-mail [jmabi2020@web-tac.co.jp](mailto:jmabi2020@web-tac.co.jp)



② 保険料振込みに関するお問い合わせ

TEL 03-6704-4016 (平日 9:00~17:00 (土日・祝日除く))

E-mail 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

補償金請求に関するお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 営業第一チーム

TEL 03-3515-4414 (平日 9:00~17:00 (土日・祝日除く))

E-mail [jmabi2020@tmnf.jp](mailto:jmabi2020@tmnf.jp)

【「お知らせ」への別添資料】

- ・休業補償制度案内チラシ
- ・休業補償制度 制度発足からの補償改定の全体像
- ・【令和5年1月始期】日本医師会休業補償制度に関するQ&A

上記の制度案内チラシやQ&Aは下記HP (11月21日(月)開設)にも掲載しております。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/001378.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html)

制度案内チラシは日医ニュース11月20日号および12月20日号に同梱の上、送付する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応する制度として、日本医療機能評価機構が運営する「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」もございましたが、令和4年度は募集停止となっております。

本件につきましては、下記HPをご参照ください。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009628.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009628.html)

# 新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度



医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触者となった場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度です。

## 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- 1 休診日を含む連続7日以上**の閉院となった場合に、**補償金の対象となります!**  
※患者の生命を守るために中断することができない診療行為(透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療(訪問看護を含む)、処方箋の発行など)のみ、継続した場合でも休業とみなして補償の対象とします。
- 対象施設は、**日本医師会会員が開設または管理する医療機関**(病院・診療所等)の他、**医療機関に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所**です。
- 1施設あたりの補償額は、**医療機関(病院・診療所等)が最大100万円、介護サービス事業所が最大50万円**です。

**本制度は、7日以上**の閉院で**医療機関は最大100万円、介護サービス事業所は最大50万円**を上限に補償金を受け取ることができる制度です。

**皆さまの医療・介護サービス事業所経営の一助としてご活用ください。**

※税務処理上、掛金は全額損金(個人の場合は必要経費)計上、補償金は益金(個人の場合は事業所得)計上となります。

## 加入対象施設

<b>医療機関</b>	日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所(医師会健診・検査センター含む)
<b>介護サービス事業所</b>	日本医師会会員が開設または管理する医療機関(病院・診療所)に併設*1された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所を対象とします。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所(居)サービスのみを提供する事業所*2については、本制度の対象外となります。また、医療法人等と別法人格の介護サービス事業所も対象となります。

\*1「併設」とは、平成30年3月27日付、厚生労働省医政局長発出の「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」の内容に準拠しています。  
\*2 入所(居)サービスのみを提供する事業所とは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院等の長期の入所(居)サービス提供のみを行う事業所をいいます。  
※個人・法人ともに補償の対象です。また、医療機関で複数施設がある場合は、施設ごとに任意加入が可能です。なお、介護サービス事業所で、1つの建物内に複数の事業所登録をしている場合は、建物単位で1契約加入することで、万一、そのいずれかの介護サービス提供が停止した際に、補償金を受取ることができます(事業所登録単位で加入するものではありません)。

## 補償内容と補償金額(掛金)

<b>補償内容</b>	以下の2つをともに満たした場合に、補償金を受け取ることができます。
	①日本医師会会員が開設または管理する医療機関または介護サービス事業所に勤務する医療・介護従事者(医療機関との兼任者を含む)が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触者となること ②医療・介護従事者の新型コロナウイルスの感染(濃厚接触)および消毒の実施に伴い、休診・休館日を含む <b>連続7日(7営業日ではない)以上</b> の閉院もしくは外来を全面閉鎖、介護サービス提供を停止すること

※医療機関については、患者の生命を守るために中断することができない診療行為(透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療(訪問看護を含む)、処方箋の発行など)のみ、継続した場合でも休業とみなして補償の対象とします。また、介護サービス事業所についても、通所介護は休館し、中断することができない訪問介護や入所(居)サービス等を行った場合でも、休業とみなして補償の対象とします(建物内のいずれかの介護サービス提供を停止することになれば、補償の対象とします)。

<b>補償金額(掛金)</b>	1施設あたりの年間総支払限度額と掛金
	①医療機関:最大 <b>100万円</b> (年間掛金:48,000円) ②介護サービス事業所:最大 <b>50万円</b> (年間掛金:18,000円)

※補償金は、直近の年間売上高(対象施設の売上高)から1日あたりの売上高を算出し、休業日数(最長30日までの休業を補償)と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることができます。なお、外部消毒業者を入れたことにより係る作業費用については補償の対象として、損害額に加算して計算します。

# 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度加入申込みスケジュール

補償期間別掛金表

補償開始日	掛金(1施設あたり)		WEB申込締切	掛金入金締切(*)
	医療機関	介護サービス事業所		
令和5年1月1日	48,000円	18,000円	令和4年12/28(水)16時	令和4年12/30(金)
令和5年2月1日	44,000円	16,500円	令和5年1/29(日)16時	令和5年1/31(火)
令和5年3月1日	40,000円	15,000円	令和5年2/26(日)16時	令和5年2/28(火)
令和5年4月1日	36,000円	13,500円	令和5年3/29(水)16時	令和5年3/31(金)

【補償期間と申込締切スケジュール】

補償期間: 令和5年1月1日 ~	令和6年1月1日
補償期間: 令和5年2月1日 ~	
補償期間: 令和5年3月1日 ~	
補償期間: 令和5年4月1日 ~	

\*掛金のご入金が確認できた時点でお申込み手続きが完了となります。余裕もったお申込み手続きをよろしくお願いいたします。

前契約ご加入の  
会員先生への  
お願い

本制度は、日本医師会会員を対象とした任意加入契約のため、令和5年1月1日以降も引き続きご加入を希望される場合には、改めてご加入申込手続きが必要になります。(自動的に契約更新とはなりませんのでご注意ください。)

## 加入手続きの流れ ※WEB申込みのみの対応となります。

保険加入手続きは、日本医師会ホームページ内の申込専用WEBページから行います。(右記の二次元バーコードからアクセスできます。)

※制度内容を説明した動画もございますので、是非ご確認ください。

上記加入申込みスケジュールを参考に手続きをよろしくお願いいたします。



**STEP 1** 申込専用WEBサイトに必要項目を入力  
※入力完了後、登録したメールアドレスに申込受付完了メールが自動送信されます。

**STEP 2** 請求書案内メールが届き次第、掛金を振込  
※申込手続き後、翌営業日を目安に請求書案内メールが届きます。届き次第、請求書をダウンロードし、掛金入金締切までに指定の銀行へ振込手続きをお願いします。

**STEP 3** 手続き完了メールが届き、加入手続き完了  
※掛金の入金を確認でき次第、手続き完了メールが届きます。加入証明書をダウンロードし、大切に保管願います。

### ●制度概要について



## 補償金請求時の書類等

・以下の3種類の書類をご提出いただけます。

- ①保険金請求書(保険会社所定フォーム)\*1
- ②直近の決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し)
- ③休業証明書\*2

\*1 保険金請求書は、引受保険会社へ事故報告の連絡を入れた際に保険会社よりメールにてご案内します。

\*2 休業証明書は、日本医師会内ホームページに掲載しております。必要項目を記入の上、ご所属の都道府県医師会または郡市区医師会にて署名・捺印を付け、保険会社へ提出します。

※その他に負担した費用(消毒に要した費用、検査受診のために支出した交通費や隔離期間中の宿泊費用等)についても補償金請求の対象となるため、追加資料の提出が必要な場合もあります。

・受け取ることができる補償金の概算見込みについては、日本医師会ホームページに掲載のシミュレーションシートより算出できますのでご参照ください。

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度の概要についてご紹介したものです。

ご不明の点がございましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

※詳細につきましては、日本医師会ホームページをご覧ください。インターネットにて「[令和5年1月始期]新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度」で検索ください。

お問い合わせ先	日本医師会休業補償制度 事務局	本制度全般に関する お問い合わせ先	保険料振込み全般に関する お問い合わせ先
		Tel:03-3243-8982 mail: jmabi2020@web-tac.co.jp	Tel:03-6704-4016 mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp